

① 土砂災害特別警戒区域の安全性の確保について

本年4月より新たな行政運営の指針となる、第10次総合計画が示されており、その中で、防災・減災への取組として、「災害の未然防止・減災のための河川・急傾斜地等の適正管理」という事項が示されています、この取組の実効性を高めるためには、土砂災害特別警戒区の箇所削減が最も重要で効果的であると考えております、そのためには、対象区域の住民の同意を得ながら、公共事業による対策工事を実施する、その環境づくりが必要と考え質問します。

- (1) はじめに、「土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域です。」と示されています。本町において、この土地の区域の、対象世帯数、人口は把握しているのか伺う。
- (2) 本町における、令和3年3月12日現在、指定済みの、土砂災害特別警戒区域630箇所の内、町、県施工の急傾斜地崩壊対策事業の採択基準に合致する箇所は何箇所あるか伺う。
- (3) 上記の箇所の内、工事用地の無償提供の承諾、および事業費に係る受益者負担金を誰がいくら負担するか、などの条件を整えば、町に対して事業実施の要請を行えるものと理解しております、そこで本町の受益者負担金の負担割合を伺う。
- (4) 連携中枢都市圏により関りが深い、長崎市、時津町が受益者に求める負担額は本町と比較して少額であると聞くが、近隣自治体と同程度になるよう見直して、受益者が急傾斜地崩壊対策事業実施の要請に手を上げやすい環境を作って、事業実施に努めていくことが、災害の未然防止に寄与することと考えるが、受益者負担金を見直す考えはないか伺う。

② 正確な行政情報の発信について

第10次総合計画において、「行政情報の発信と広聴機会の充実」の取組が示されていますが、入札契約適正化法に基づき、ホームページで公表されている、「発注見通しに関する事項の公表」および入札情報の内、「契約内容」の中で契約変更に関する情報の記載が正確なのかと疑問を持つようなものが何件か示されている、と感じている、次の点について質問します。

- (1) 発注見通しに関する事項については、現在（質問通告書提出日）まで公表すら行われていないが、上半期の発注予定はないのか伺う。
- (2) 契約変更がおこなわれた場合に、その内容を入力し、ホームページ画面に反映されるには、何日位を要するのか伺います。
- (3) 契約の完了を、発注者、ホームページ検索者双方が確認するためにも契約内容一覧表の中に竣工検査日などの完成の確認日を記載することはできないのか伺う。